

【指導連携施設の新設に伴う Q&A】

Q) 指導連携施設での研修期間や内視鏡診療実績は専門医申請時に有効ですか？

(A) はい、指導連携施設での研修期間や内視鏡診療実績数は専門医申請時に有効です。

Q) 指導連携施設から指導医申請は可能ですか？

(A) はい、指導医申請可能です。

Q) 指導連携施設に常勤している場合、指導医資格はどうなりますか？

(A) 資格は有効です。但し、指導施設からの指導医派遣は引き続き必要となります。

Q) 既に指導施設として認定されているが、常勤医不足の場合、今回指導連携施設として申請した方が良いでしょうか？

(A) 既に指導施設として認定されている場合、2020年までは移行期間として（旧）認定条件（資格医3名の内、2名が常勤）を満たしていれば指導施設として継続可能です。
2020年時点で、（新）指導施設認定条件を満たしていない場合、「指導連携施設」または「資格喪失」となります。

Q) 常勤指導医1名、常勤専門医1名の計2名がいる施設は、非常勤専門医がいれば指導連携施設としての申請が可能でしょうか？

(A) 指導施設から派遣される非常勤「指導医」が1名いることが必須条件なため、非常勤「専門医」が派遣されていても不可となります。

Q) 指導施設の非常勤指導医を、指導連携施設の非常勤指導医として派遣することは可能でしょうか？

(A) 派遣できません。

Q) 指導施設に非常勤指導医として勤務している指導医は、2020年以降、指導医の更新は可能でしょうか？

(A) 2020年以降は、更新できません。

Q) 指導施設からの指導医派遣は他支部からの派遣も可能でしょうか？

(A) 原則、同支部内での派遣とします。

Q) 指導連携施設の常勤指導医を、指導連携施設へ派遣可能でしょうか？

(A) 指導連携施設からの指導医派遣はできません。